

議会選出による監査委員（議選監査委員）について

1. 根拠法

①地方自治法（昭和22年法律第67号）

第195条 第2項

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条 第1項（平成29年6月9日公布）

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

②かすみがうら市監査委員条例（平成17年3月28日条例第21号）

（定数）

第2条 本市の監査委員の定数は、3人とする。

2. 位置付け

監査委員

- ・『識見監査委員』：知識経験を有するものの中から選任された委員

※必ずしも公認会計士等の会計系資格を有しているわけではない。

- ・『議選監査委員』：議会議員の中から選任された委員

議選監査委員は実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監査機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないということを選択肢として設けるべきである。

（第31次地方制度調査会「人口減少社会に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」における議選監査委員関係部分抜粋（平成28年3月16日答申））

3 かすみがうら市監査委員 報酬

職名	報酬（日額）
識見監査委員	9,500 円
議選監査委員	8,500 円

4 他自治体の状況

議選監査委員を選出せず、識見監査委員のみで構成している自治体。

①全国 5万人未満

21/300 (7.0%)

②県内

牛久市のみ。

5 改正例

『第2条の2 監査委員は、議員のうちから選任しない。』を追加する。